

株式の分割、単元株式数の変更に関するご案内

当社は、下記の通り、株式の分割および単元株式数の変更を行います。

全国証券取引所は、現在取引所で売買されている株式の売買単位を100株に統一する計画を進めています。全国証券取引所が2007年11月に公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」等において、全国証券取引所に上場する内国会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一することを最終的な目標と定め、その前段階として本年(2014年)4月1日までに売買単位を100株または1,000株の2種類に集約することとされています。

当社はこのような取引所の計画に対応するため、当社株式の売買単位(単元株式数)を1株から100株に変更します。あわせて当社株式1株を100株に分割することで、当社株式の購入に必要な金額が変わらないようにする計画です。

株式の分割、単元株式数に関する定款変更の概要

1. 株式の分割

(1) 2014年1月31日(金)を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有普通株式1株につき、100株の割合をもって分割します。

(2) 分割後の発行済株式数 普通株式 9,766,800株

(3) 効力発生日 2014年2月1日(土)

2. 単元株式数の変更

2014年2月1日(土)をもって当社定款を変更し、単元株式数を1株から100株に変更します。

株式の分割および単元株式数の変更を行う目的

全国証券取引所は、現在取引所で売買されている株式の売買単位を 100 株に統一する計画を進めています。全国証券取引所が 2007 年 11 月に公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」等において、全国証券取引所に上場する内国会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を 100 株に統一することを最終的な目標と定め、その前段階として本年(2014 年)4月1日までに売買単位を 100 株または 1,000 株の2種類に集約することとされています。

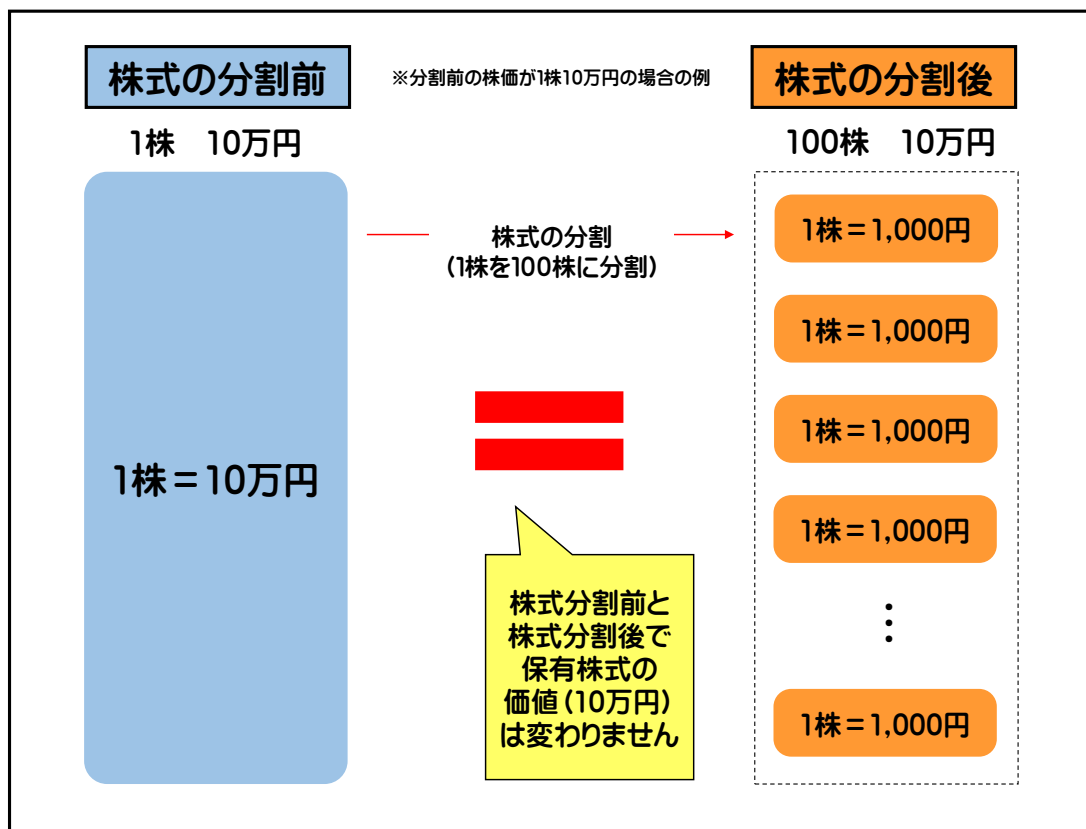
当社はこのような取引所の計画に対応するため、当社株式の売買単位(単元株式数)を 1 株から 100 株に変更します。単純に単元株式数を 100 倍し 100 株にするだけでは、購入に必要な資金が 100 倍になり、売買しにくくなってしまいますので、同時に株式 1 株を 100 株に分割することで、購入に必要な金額が変わらないようにします。

株式の分割とは

株式の分割とは、既に発行されている株式(発行済株式)を分割して、発行済株式数を増加させることをいいます。当社の場合、株式を 100 分割しますので、発行済株式数が 100 倍になります。

発行済株式数が 100 倍になるのと同様、各株主様の保有株数も 100 倍になりますので、株式の分割の前後で、各株主様の保有株式の価値は変わりません。

例えば株価が 1 株 10 万円の場合、株主様保有の 10 万円の株式 1 株が、分割後は 1,000 円の株式 100 株になりますので、保有株式の価値は変わりません。



株価の表示

株式の分割について、当社は株式を 100 分割しますので、例えば 1 株 10 万円だった場合、分割後は 1,000 円の株式 100 株になります。そのため 2014 年 1 月 29 日より株価表示が変更(100 分の 1 になる)されますが、分割により発行済株式数・株主様の保有株数も 100 倍になっており、分割の前後で株主様の保有株式の価値は変わりません。

2014 年 2 月 1 日が株式分割の効力発生日ですが、1 月 29 日に実施した売買は代金支払・株式の権利移転が 2 月 1 日になるため、1 月 29 日から株価表示は従来の 100 分の 1 となり、売買単位は 1 株から 100 株へと変更になります。

※分割前の株価が1株10万円の場合の例

1月28日(火)	1月29日(水)	1月30日(木)	1月31日(金)	2月1日(土)
株価表示 10万円	株価表示が変更 1,000円			株式分割の 効力発生日

1月29日に売買した株式の
権利移転が2月1日のため、
1月29日から
株価表示が変更されます。

必要なお手続き

今般の株式の分割および単元株式数の変更に関連し、株主様でお手続きいただく必要はございません。

お問い合わせ先

本件に関するお問合せは、当社の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行までお願いいたします。

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-232-711 (通話料無料)